

地域安全に関する協定

アサヒ飲料株式会社（以下「甲」という。）、兵庫県（以下「乙」という。）及び兵庫県警察（以下「丙」という。）は、兵庫県内における安全で安心なまちづくりの推進に関する協定について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域における見守り活動、防犯カメラ付き自動販売機の設置促進を始めとする地域安全活動を推進するため、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が相互の連携と協働により、安全で安心なまちづくりの実現に努めることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定の運用は、三者の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（協力事項）

第3条 甲は、業務に支障のない可能な範囲で、次の事項につき、乙及び丙に協力するものとする。

（1） 地域における見守りに関する活動

商品補充等の業務に併せて、子供や女性等に対する事件・事故の未然防止を図るため、見守り活動を実施する。

（2） 安全・安心まちづくりに関する活動

事件・事故認知時、不審者・不審車両等の発見時等における丙への通報及びドライブレコーダーの画像提供、各種犯罪の未然防止に関する情報発信及び広報啓発活動等を推進する。

（3） 防犯カメラの設置促進に関する活動

みまもる自動販売機（防犯カメラ付き自動販売機）の設置及び普及を図るほか、地域における防犯カメラの設置促進に関する各種活動を推進する。

2 乙及び丙は、甲の前項の活動に対して、情報提供等の必要な協力をを行うものとする。

（配意事項）

第4条 三者は、この協定の運用に当たり、次の事項に配意するものとする。

（1） 三者は、相互にこの協定の目的の達成に必要となる情報提供を行うものとする。

- (2) この協定に関し知り得た情報については、第1条に定める目的の達成に必要な場合に限り提供し、又は使用するものとし、情報の取扱いに当たっては、秘密の保持を徹底し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (3) みまもる自動販売機等で撮影された画像については、丙が法令に基づく書面を甲に提出することにより行うものとする。

(連絡担当部署)

第5条 この協定の効果的な運用を期するため、甲は近畿圏本部営業企画部を、乙は県民生活部生活安全課を、丙は生活安全部生活安全企画課を連絡担当部署とし、相互の連絡調整を行うものとする。

2 三者は、この協定の締結時及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、三者が協議の上、これを決定する。

(有効期限)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、三者のいずれかから終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、三者がそれぞれに署名押印の上、各1通を保管することとする。

令和5年1月23日

甲 アサヒ飲料株式会社

近畿圏本部 執行役員本部長

乙 兵庫県

県民生活部長

丙 兵庫県警察本部

生活安全部長